

性暴力・DV被害者のためのアドヴォカシー・システムを考える

性暴力・DV被害者救済のためのアドヴォカシーの必要

- 1 支配的物語 (dominant story) を排して「女性や子どもへの人権侵害としての犯罪」
というもうひとつの物語 (alternative story) の構築
例) 不倫 → セクハラ、ストーキング・強姦
夫婦喧嘩 → DV
しつけ → 児童虐待
- 2 被害者に直接かかわる相談窓口等に影響を与える臨床心理学・精神医学理論自体の
ジェンダー・バイアス
フェミニストカウンセリングの視点の必要
- 3 相談窓口の周知徹底など社会的啓蒙システムの不備
DVを専門機関に相談した人は、1～2%どまり。(友人・知人や家族・親戚に相談は45,7%、
どこにも相談しなかったは59,5%)—内閣府男女共同参画局
『男女間における暴力に関する調査報告書』、平成18年4月
DV被害者にさえ、DVが夫から自分への「犯罪」だという視点がない。
- 4 「別れたいと思ったが、別れなかった」(女性43.2%、男性21.4%)という結果

支援のための連携(ネットワーキング)のためのアドヴォカシー

- 1 アドヴォケイターの役割
何をアドヴォケイトするのか？
・性暴力・DVとはどんな犯罪なのか？
「強姦神話」「DV神話」とは異なるものである。
・性暴力・DV被害者の心理(感情・思考)・行動とは？
「なぜ逃げられないのか」「なぜトラウマの再演・再被害化が起こるのか」
・心理的後遺症(PTSD)とは？
誰にアドヴォケイトするのか？
・行政の相談窓口、ケースワーカー、精神科医、医師、警察、検察、司法関係

者、小中高校の関係者、ボランティア

2 アドヴォケイターは犯罪被害者支援ネットワークのコーディネーターである。

ネットワーク会議の開催

そこで、被害者の心理・行動、どのような支援を望むかをアドヴォケイトする。

そこで、被害者のアドヴォケイターとしてスーパーヴァイザー的役割を担う。

二次加害のチェック、有効なケース展開や支援体制が組んでいるかなど

ネットワーク・システム全体の不備に対してアドヴォケイトする。

コーディネーターによるワン・ストップ相談支援システムの可能性

裁判のためのアドヴォカシー

1 被害者に対して

- 1 で述べた「もうひとつの物語」に書き換える作業

性暴力・DVを得意とする代理人の紹介

弁護士会議への同行とアドヴォケイト

傍聴支援

2 代理人に対して

- 1 - で述べたようにアドヴォケイト

まず、「支配的物語」と「もうひとつの物語」としての争いであるという視点から

争点を把握し、構成する必要をアドヴォケイト

3 法廷に対して

被害者の証言の安全性の確保の要請

遮蔽措置（PTSDによる回避症状のため）

補佐人としてアドヴォケイト

意見書、専門家証言によるアドヴォケイト

性暴力・DV被害者支援のためのアドヴォケイト（あるいはコーディネート）システムは、具体的には上記 ～ の役割を満たす人的資源を確保することによって構築される。その拠点は、ジェンダーの視点（あるいは男女共同参画の視点）をもつ女性センターに置き、民間フェミニストカウンセリング・ルームをその協力機関として位置づけてほしい。他の犯罪被害者に対するのとは違う解釈枠組の適用や、具体的支援における配慮や工夫が必要とされ、おそらく支援コーディネーター育成についても独自の養成

カリキュラムが必要とされると思われるからである。

このようなアドヴォケイターあるいはコーディネーターは、国選弁護人制度のように、すべての被害者がすべての地域で公平に社会的資源として利用できるようにすべきである。

その他、個別の問題点を挙げる。

- 1 DVは家庭内の夫婦喧嘩として扱われ、「犯罪」とみなされていない。
子どもへの犯罪加害者による面接交渉における再被害
DV被害者としてのDV夫殺害の加害者
犯罪被害者としての支援を何ら受けていない現実
DV加害によるDV被害者への犯罪被害者等給付金制度は適用されるか？
PTSDに等級はあるのか？
DV裁判ではなく、DVを事由にした離婚裁判なので、DV被害者に対する遮蔽措置などが認められにくい。
- 2 就学前の子どもへの近親姦被害、小学生や知的障害児へのセクハラ強姦などの場合には、当事者の訴える能力に限界があるという問題点がある。信頼関係の形成困難や自己決定権の問題ともからみ特別なアドヴォケイト方法が考えられなければならない。